

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月16日

【計算期間】 第1期 自 平成22年8月17日
至 平成23年3月16日

【ファンド名】 西京劣後債ファンド2010 - 08（愛称：スワン）

【発行者名】 S B I アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木暮 康明

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 中村 慎吾

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【電話番号】 03-6229-0170

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

本ファンドは、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

■ ファンドの商品分類

本ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「単位型投信 / 国内 / 債券」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

商品分類

本ファンドの商品分類は「単位型投信 / 国内 / 債券」です。

商品分類表（本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 （ ）
		資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
国 内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債 券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

本ファンドの属性区分

投資対象資産	債券 社債
決 算 頻 度	年2回
投資対象地域	日本

属性区分表（本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年1回	グローバル
一般	年2回	（日本を含む）
大型株	年4回	日本
中小型株	年6回	北米
債券	（隔月）	欧州
一般	年12回	アジア
公債	（毎月）	オセアニア
社債	日々	中南米
その他債券	その他	アフリカ
クレジット	（ ）	中近東
属性		（中東）
（高格付債）		エマージング
不動産投信		
その他資産		
（投資信託証券(債券)）		
資産複合		
（ ）		

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
債券 社債	目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
年 2 回	目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
日 本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンドの特色

（ ）株式会社西京銀行が発行する劣後債及び日本の国債へ投資をします。

（イ）主に西京銀行が発行する劣後債（早期償還条項付）に投資します。当該劣後債は、早期償還条項により、発行から3年またはそれ以降6ヶ月毎に早期償還される場合があります。

（ロ）劣後債を高位に組入れることで相対的に高い利回りを目指します。その他、クローズド期間終了後など換金時の流動性に配慮し、一部日本国債へも投資します。

（ハ）劣後債は償還されるまで保有することを前提とし、原則として銘柄の入替えを行いません。

組入れる劣後債が早期償還された場合には、本ファンドは直近の決算日をもって早期償還します。

劣後債の発行体の破綻などにより債務不履行となった場合等には、委託会社の判断により当該劣後債を償還前に全て売却することがあります。その場合は本ファンドの信託契約を解約し信託を終了します。

市場環境及び資金動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

（ ）本ファンドは設定（平成22年8月17日）から約3年を経過した時点より解約が自由に行えます。なお、本ファンドは約3年経過の後、早期償還することがあります。

投資する劣後債は、早期償還条項が付与されており、発行から約3年またはそれ以降6ヶ月毎に早期償還される場合があります。当該劣後債が早期償還された場合には、本ファンドは直近の決算日をもって早期償還します。

() 本ファンドは、劣後債及び日本国債に直接投資します。なお、国内の債券に投資するため、為替リスクはありません。

() 年2回、3月及び9月の各16日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。なお、第1期決算日は平成23年3月16日（水）となります。

信託金の限度額

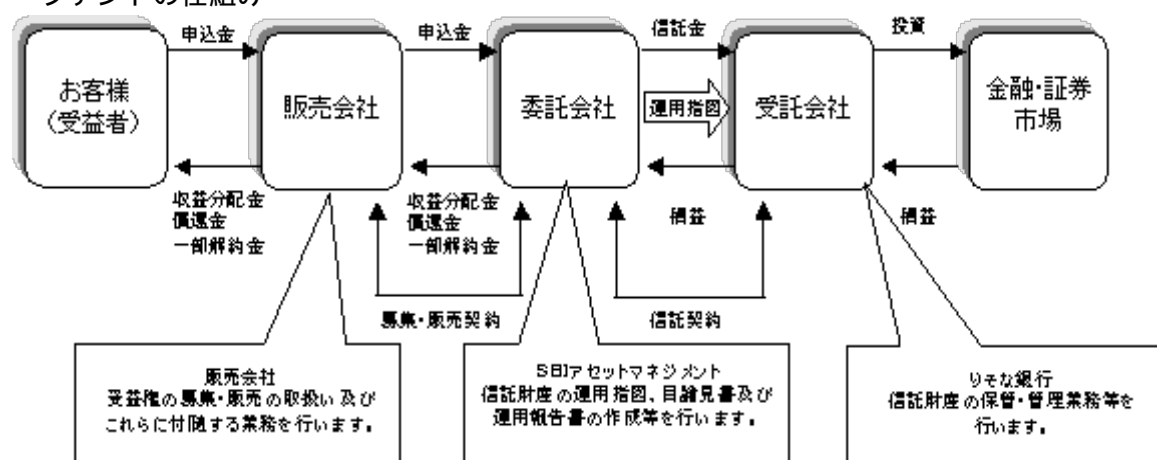
- ・本ファンドの信託金の限度額は35億円とします。

(2)【ファンドの沿革】

平成22年8月17日 信託契約締結・本ファンドの設定・運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注) 受託会社は、業務の一部を再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託しています。

委託会社の概況（平成23年6月16日現在）

(i) 資本金

4億20万円

() 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託会社としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。平成14年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成17年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。平成18年8月2日には、委託会社の親会社の主要株主であるソフトバンク株式会社の子会社が、委託会社の親会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

昭和61年 8月29日

日債銀投資顧問株式会社として設立

昭和62年 2月20日

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録

昭和62年 9月 9日 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく
投資一任契約業務の認可

平成12年11月28日 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資
信託委託業の認可

平成13年 1月 4日 あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成14年 5月 1日 ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスピー
アイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更

平成17年 7月 1日 S B I アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成19年 9月30日 金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業
者の登録（関東財務局長（金商）第311号）

（ ）大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
S B I ホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,600株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

本ファンドは、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

投資態度

(1)主要投資対象

社債と日本国債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- a.主として株式会社西京銀行が発行する社債（劣後債）と日本国債に投資を行います。
- b.投資対象とする劣後債は、発行から3年またはそれ以降6ヶ月毎に早期償還される場合があります。なお、当該劣後債が償還された場合は本ファンドも当該劣後債償還直後の決算日に早期償還します。
- c.投資対象とする劣後債は償還されるまで保有することを前提とし、劣後債の銘柄入替えは行わないことを原則とします。
ただし、投資する劣後債の発行体が債務不履行となった場合等には、委託会社の判断で当該劣後債をすべて途中売却することがあり、その場合には信託契約を解約し、信託を終了させます。
- d.市況動向及び資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

運用開始後のモデルポートフォリオの目安は、株式会社西京銀行が発行する劣後債に85%程度、日本国債など流動性の高い商品に15%程度投資する予定です。なお、当初設定金額、市況動向及び資金動向等により、上記のポートフォリオに収まる運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(信託約款第13条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨建てのものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第17条、第18条及び第19条に定めるものに限ります。)
3. 金銭債権
4. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

運用の指図範囲(信託約款第14条第1項)

委託会社は、信託金を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。)
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 投資証券もしくは投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号に定めるものをいいます。)
8. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号から第5号までの証券の性質を有するもの、及び第7号の証券の投資法人債券を以下

「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(信託約款第14条第2項)

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（信託約款第14条第3項）

委託会社は、同一銘柄の債券に信託財産の純資産総額の50%を超えて投資することができます。

信託財産の純資産総額とは、計算日において信託財産の属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

〔本ファンドが投資対象とする社債（劣後債）の社債要項〕

本ファンドが投資対象とする株式会社西京銀行が発行する第3回期限前償還条項付無担保社債（適格機関投資家限定劣後特約付）の社債要項は以下の通りです。

株式会社西京銀行

第3回期限前償還条項付無担保社債（適格機関投資家限定劣後特約付）

社債要項

1. 社債総額	金30億円
2. 振替社債	本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項の規定に基づく場合を除き、社債券を発行することができない。
3. 各社債の金額	金1億円
4. 利率	年3.00パーセント
5. 払込金額	各社債の金額100円につき金100円
6. 償還価額	各社債の金額100円につき金100円
7. 担保・保証の有無	本社債には担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
8. 社債管理者の不設置	本社債は、会社法第702条ただし書きの要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。
9. 財務代理人、発行代理人および支払代理人	株式会社みずほコーポレート銀行

10. 償還の方法及び期限

- (1) 本社債の元金は、平成30年8月23日（以下「償還期日」という。）にその残存総額を償還する。
- (2) 本社債の元金は、その全部（一部は不可）を金融庁の事前の承認を得たうえで、平成25年8月23日以降に到来するいずれかの支払期日（第11項に定義する支払期日をいう。）に、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができる。
- (3) 本社債を期限前償還しようとする場合、当行は期限前償還しようとする日（以下「期限前償還期日」という。）より前の25日以上60日以内に必要事項を第18項に定める公告の方法もしくはその他の方法により社債権者に通知する。
- (4) 本社債を償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (5) 本社債の買入消却は、法令または第24項に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日（第23項に定義する払込日をいう。次項において同じ。）の翌日以降、金融庁の承認を得たうえで、これを行うことができる。
- (6) 本社債の償還については、本項のほか、第17項に定める劣後特約に従う。

11. 利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日（ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日。）までこれをつけ、平成23年2月23日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月及び8月の各23日（以下「支払期日」という。）にその日までの前半か年分を支払う。
- (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算し、計算の結果、円位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (4) 償還期日後（ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日後。）は利息をつけない。
- (5) 本社債の利息の支払については、本項のほか、第17項に定める劣後特約に従う。

12. 財務上の特約

本社債には財務上の特約は付されていない。

13. 届出の免除

本社債の有価証券発行勧誘等（金融商品取引法第4条第2項に規定するものをいう。）に関しては、当該有価証券発行勧誘等が適格機関投資家向け勧誘（金融商品取引法第23条の13第1項に規定するものをいう。）に該当することにより、金融商品取引法第4条第1項の規定による届出は行われていない。（以下、「届出免除」という。）

14. 買取人制限

本社債は、適格機関投資家（有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条1項で定める者。以下「適格機関投資家」という。）向けに発行する。

15. 譲渡制限・告知義務

- (1) 本社債を取得した者は、本社債を適格機関投資家に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わない。（以下「譲渡制限」という。）
- (2) 本社債を取得した者が、本社債を適格機関投資家に譲渡する場合には、本社債に関する届出免除の事実及び本社債に係る譲渡制限について、あらかじめまたは同時にその相手方に対し書面をもって告知しなければならない。

16. 期限の利益喪失に関する特約

本社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていない。また、本社債の社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行うなど、本社債につき期限の利益を喪失させることはできない。

17. 劣後特約

- (1) 本社債の償還及び利息の支払は、当行につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、()本社債に基づく債権、()本号 乃至 と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号 を除き本号と同一の条件を付された債権は、本号 乃至 と同一の条件を付された債権とみなす。）及び()本社債に基づく債権と同順位または劣後する、あるいはその旨規定された債権を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、()本社債に基づく債権、()本号 乃至 と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号 を除き本号と同一の条件を付された債権は、本号 乃至 と同一の条件を付された債権とみなす。）及び()本社債に基づく債権と同順位または劣後する、あるいはその旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について再生手続開始の決定がなされ、かつ再生手続が継続している場合（ただし、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定の確定、再生手続開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、または再生計画取消の決定が確定した場合を除く。）、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、()本社債に基づく債権、()本号 乃至 と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号 を除き本号と同一の条件を付された債権は、本号 乃至 と同一の条件を付された債権とみなす。）及び()本社債に基づく債権と同順位または劣後する、あるいはその旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において本号 乃至 に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本号 乃至 に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付することが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当行に対し、()本社債に基づく債権、()前号 乃至 と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、前号 を除き本号と同一の条件を付された債権は、本号 乃至 と同一の条件を付された債権とみなす。）及び()本社債に基づく債権と同順位または劣後する、あるいはその旨規定された債権を除く債権を有するすべての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本項第(1)号 乃至 に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当行に返還する。

(4) 相殺禁止

当行について破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合（ただし、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定の確定、再生手続開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、または再生計画取消の決定が確定した場合を除く。）、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われている場合には、本項第(1)号 乃至 にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本項第(1)号の規定により、当行について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

18. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるものは除き、当行の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当行の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）に掲載して行う。

19. 社債要項の公示

当行は、その本店に本社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

20. 社債要項の変更

- (1) 本社債要項に定められた事項（ただし、第17項第(2)号の規定に反しない範囲とし、第9項を除く。）の変更は、法令に別段の定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議の効力発生のためには当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。
- (2) 本項第(1)号の社債権者集会の決議は、本社債要項と一体をなすものとし、本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に規定する「種類」をいう。次項において同じ。）の社債（以下「本種類の社債」という。）を有するすべての社債権者に対してその効力を有する。

21. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本種類の社債の社債権者集会は、当行がこれを招集するものとし、開催日より少なくとも3週間前に本種類社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を第18項に定める方法により公告するものとする。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当行が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当行に対し、社債等振替法第86条3項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

22. 費用の負担

以下に定める費用は当行の負担とする。

- (1) 第18項に定める公告に関する費用
- (2) 第21項に定める社債権者集会に関する費用

23. 払込期日 平成22年8月23日

24. 振替機関 株式会社証券保管振替機構

25. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び第24項に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

以上

上記は、株式会社西京銀行が平成22年6月25日に開催した取締役会の決議に基づいて、平成22年8月23日に発行した第3回期限前償還条項付無担保社債（適格機関投資家限定劣後特約付）の社債要項です。なお、

社債要項中の「当行」とは株式会社西京銀行を指します。

(3) 【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト（5～7名程度）による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

投資基本方針の策定

運用本部長（1名）及び運用本部に在籍する者（7～10名程度）で開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員（1～3名）及び運用部長（1名）をもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

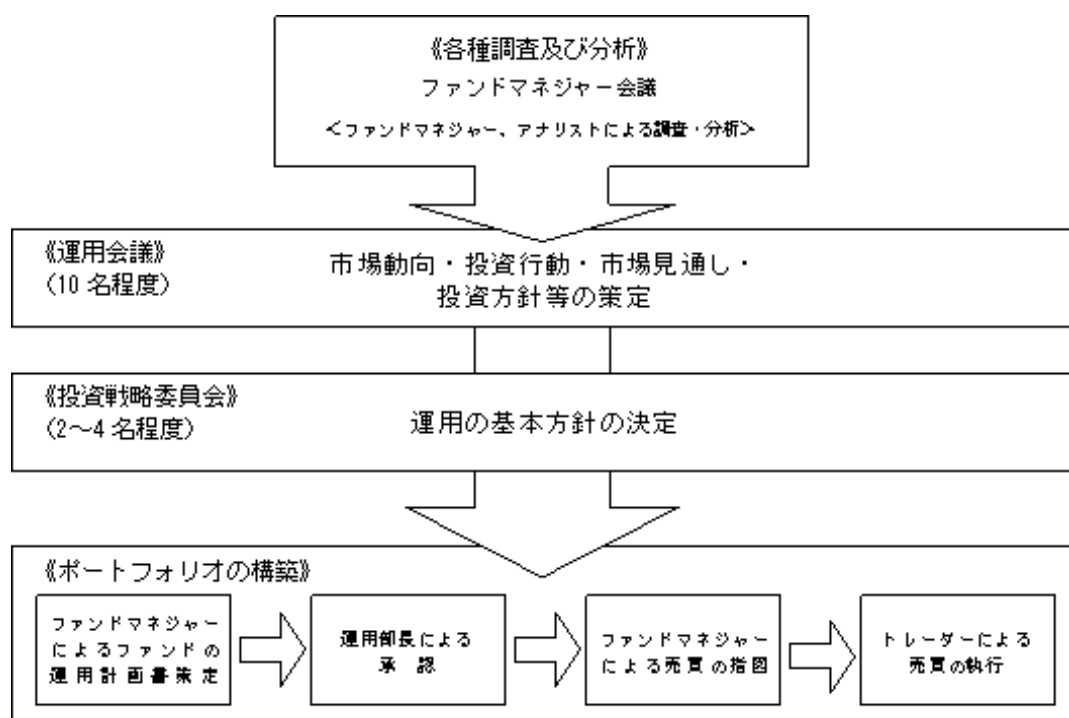
投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、運用部長の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（6名程度）、「組合投資委員会」（6名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



上記体制は、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（原則3月、9月の各16日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の利子等収益のいずれか多い金額とします。収益分配金額は、利子等収益の水準及び基準価額水準等を勘案し委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運

用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、信託約款第31条、第32条の規定する支出金控除後、収益分配前の信託財産の純資産総額に応じ、次の各号に掲げる額とします。

- () 当該純資産総額が、当該元本額以上の場合には、当該元本超過額、または利子等収益（利子、貸付有価証券にかかる品賃料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から信託約款第31条、第32条に規定する支出金、ならびに計算期間中の一部解約額にかかる利子等収益に相当する額を控除した額のいずれが多い額。
 - () 当該純資産総額が、当該元本額に満たない場合には、利子等収益の額から信託約款第31条ならびに第32条に規定する支出金ならびに計算期間中の一部解約額にかかる利子等収益に相当する額を控除した額。
 - () 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。
- (注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日以内に支払いを開始します。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- () 外貨建資産への投資は行いません。
- () 株式への投資は行いません。
- () 同一銘柄の債券に信託財産の純資産総額の50%を超えて投資することができます。

信託約款上のその他の投資制限

- () 先物取引等の運用指図・目的・範囲(信託約款第17条)

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」という。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金及び償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプション及びプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所等におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金及び償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」という。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金及び償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」という。）の範囲内とします。
3. コール・オプション及びプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- （ ） スワップ取引の運用指図・目的・範囲(信託約款第18条)
- （イ）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- （ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- （ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- （ニ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- （ホ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- （ ） 金利先渡取引の運用指図(信託約款第19条)
- （イ）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- （ロ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- （ハ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- （ニ）金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- （ホ）委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- （ヘ）本条において規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- （ ） 有価証券の貸付けの指図及び範囲(信託約款第20条)

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次項の範囲内で貸付けことの指図をすることができます。
- （ロ）公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- （ハ）上記（ロ）に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- （ニ）委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。（金融商品取引法第42号の2第7号、金融商品取引業者等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

その他

（ ）資金の借入れ(信託約款第26条)

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用及び運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- （ハ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

本ファンドは、値動きのある有価証券などに投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。本ファンドは、金融機関の預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

信用リスク

債券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなること（債務不履行）またはそれが予想される場合には、当該債券の価格は大幅に下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が下落する要因となることがあります。

銘柄集中リスク

本ファンドは、特定の劣後債を高位に組入れ、原則として銘柄入替えを行わない方針です。当該劣後債についてリスクが顕在化した場合、多数の銘柄に分散投資を行う投資信託と比較して、大きな影響を被るリスクがあります。

流動性リスク

本ファンドは、特定の劣後債を高位に組入れるものですが、当該劣後債は、十分な流動性の下での取引を行えない可能性があり、売却あるいは取得しようとする際に、市場実勢から期待される価格で売買できない、または取引自体が行えない可能性があります。この場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。また、換金（解約）には制限を設ける場合がありますので、ご希望の時期に換金（解約）できない可能性があります。

価格変動リスク

本ファンドが投資する債券は、企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。また、債券価格は金利変動による影響を受け、一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。

これらの影響により債券の価格が変動した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

劣後債への投資に伴う固有のリスク

（ ）劣後リスク（法的弁済順位が劣後するリスク）

一般に劣後債の法的な債務弁済順位は株式に優先し、普通社債よりも劣後します。したがって、発行体が破綻などに陥った場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができません。

また、発行体が経営不安、倒産、国有化などに陥った場合には、劣後債の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることもあり、本ファンドの基準価額に大きな影響をおよぼす可能性があります。

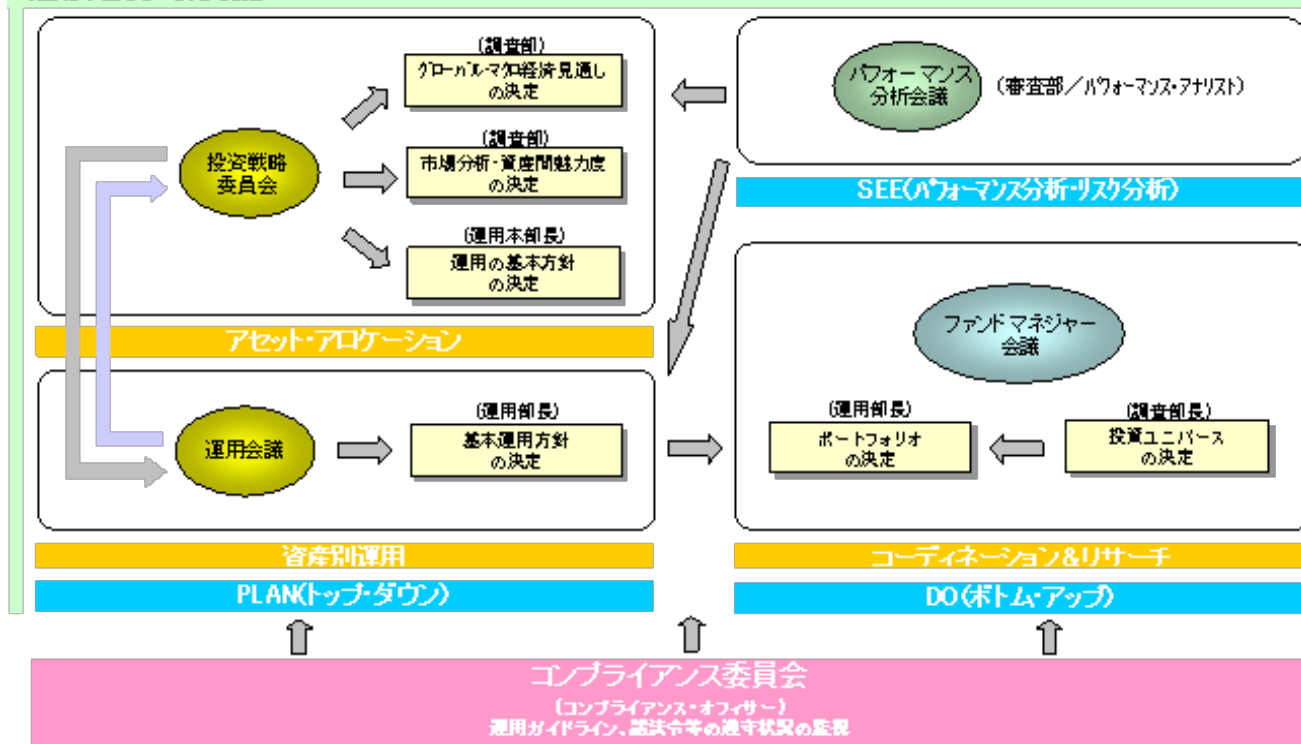
（ ）繰上（早期）償還延期リスク

本ファンドの主要投資対象である劣後債には、繰上（早期）償還（「コール」ということがあります。）条項が付与されております。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている当該劣後債は、市場環境などの要因によって、予定された期日に元本の繰上償還が行われなかった場合、あるいは繰上償還されないと見込まれる場合には、当該劣後債の価格が大きく下落し、本ファンドの基準価額に大きな影響をおよぼす可能性があります。

《リスク管理体制》

運用に関するリスク管理体制

運用本部長による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月1回	常勤役員及び運用部長をもって構成する。 運用の基本方針 市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月1回	運用本部に在籍する者をもって構成する。 市場動向 今月の投資行動 市場見通し 今後の投資方針、等 についての情報交換、議論を行う。
パフォーマンス 分析会議	原則月1回	常勤役員、審査部及び運用部長をもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析等の報告 及び監視を行う。
ファンドマネジャー 会議	随時	運用担当者及び調査担当者により構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について 議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	運用本部長、運用部長、調査部長、未公開株運用担当者、未公開株 調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーにより構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	運用本部長、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調 査担当者及びコンプライアンス・オフィサーにより構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
コンプライアンス 委員会	原則月1回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監 視を行う。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般に係る法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込手数料はかかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金（解約）手数料はありません。

ただし、換金時に、解約約定日に算出される基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額としてご負担いただきます。

(3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として支払われる信託報酬は、信託財産の計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.546%（税抜0.52%）の率を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社及び各販売会社間の配分については、各販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められる以下の金額とします。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.399% （税抜：年0.38%）	年0.105% （税抜：年0.1%）	年0.042% （税抜：年0.04%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4)【その他の手数料等】

本ファンドが負担すべきその他の手数料等には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。これらの費用は発生するたびに、信託財産中から支弁します。

組入有価証券等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

保管費用等本ファンドの投資に関する費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社等の立替えた立替金の利息

信託財産に関する租税

信託事務の処理等に要する諸費用

信託財産にかかる監査費用（年31.5万円（税抜30万円））及び当該監査費用にかかる消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

その他の手数料等は、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。なお、監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は平成23年6月16日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、10%（所得税7%及び地方税3%）の軽減税率

による源泉徴収が行われます。なお、確定申告による総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

また、換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、申告分離課税により10%（所得税7%及び地方税3%）の軽減税率が適用されます。なお、源泉徴収口座を選択することも可能であり、この場合は10%の軽減税率により源泉徴収が行われます。

	収益分配金	換金（解約、償還を含む）
税率	10% 源泉徴収	10% 申告分離
確定申告の要否	不要 （ただし、確定申告による総合課税もしくは申告分離課税のいずれかの選択も可能）	原則、必要 （ただし、「源泉徴収あり」の特定口座を利用した場合は不要）

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については、7%（所得税7%）の軽減税率により源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

また、原則として、益金不算入制度の適用はありません。

個人の受益者、法人の受益者ともに軽減税率の適用は、平成25年12月31日までであり、平成26年1月1日以降の税率は本則の税率（個人の場合は20%、法人の場合は15%）となる予定です。詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成23年5月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
社債券	日本	2,958,540,000	85.19
国債証券	日本	481,839,000	13.87
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	32,362,639	0.93
合計（純資産総額）	-	3,472,741,639	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成23年5月31日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	社債券	株式会社西京銀行第3回期限前償還条項付無担保社債（適格機関投資家限定劣後特約付）	3,000,000,000	100.00	3,000,000,000	98.61	2,958,540,000	3.0	平成30年8月23日	85.19
日本	国債証券	第283回利付国債（2年）	300,000,000	100.18	300,546,000	100.03	300,105,000	0.3	平成23年8月15日	8.64
日本	国債証券	第251回利付国債（10年）	100,000,000	102.13	102,130,000	101.47	101,478,000	0.9	平成25年6月20日	2.92
日本	国債証券	第60回利付国債（5年）	80,000,000	100.64	80,517,600	100.32	80,256,000	1.2	平成23年9月20日	2.31

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(平成23年5月31日現在)

種類	投資比率 (%)
社債券	85.19
国債証券	13.87
合計	99.07

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年5月31日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額 (円)	1万口あたり純資産額 (円)
第1計算期間末 平成23年3月16日	(分配付) 3,476,445,563 (分配落) 3,436,545,563	(分配付) 9,933 (分配落) 9,819
平成22年8月末日	3,498,430,444	9,996
平成22年9月末日	3,515,414,430	10,044
平成22年10月末日	3,525,464,710	10,073
平成22年11月末日	3,484,098,413	9,955
平成22年12月末日	3,504,416,128	10,013

平成23年 1月末日	3,499,804,104	9,999
平成23年 2月末日	3,500,899,897	10,003
平成23年 3月末日	3,435,424,787	9,815
平成23年 4月末日	3,446,820,166	9,848
平成23年 5月末日	3,472,741,639	9,922

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

決 算 期	1万口あたりの分配金(円)
第1計算期間 自 平成22年 8月17日 至 平成23年 3月16日	114

【収益率の推移】

期 間	収益率（％）
第1計算期間 自 平成22年 8月17日 至 平成23年 3月16日	0.67

収益率は以下の数式により算出しております。

収益率（％）＝ {（計算期間末の基準価額－前計算期間末の基準価額）／前計算期間末の基準価額} × 100

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

期 間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間 自 平成22年 8月17日 至 平成23年 3月16日	3,500,000,000	-	3,500,000,000

(注) 本邦外における販売、解約の実績はありません。

第1計算期間の設定数量は当初設定数量をいいます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

平成22年7月16日から平成22年8月16日までの募集期間中において、販売会社によって本ファンドの受益権の募集の取扱いが行われました。その概要は以下の通りです。

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

()お申込期間

平成22年7月16日（金）～平成22年8月16日（月）

原則として営業日の午後3時までとなります。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

()お申込単位

100万口以上 1口単位(100万円以上1円単位)

本ファンドにおいて基準価額は1万口単位で表示されます。

()お申込価額

1口あたり1円

()お申込手数料

お申込手数料はかかりません。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

なお、本ファンドは、上記にしたがい受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はそれより前の時点では受益権を取得できません。

上記にかかわらず、販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、受益権の取得のお申込みの受付を中止すること及びすでに受付けたかかるお申込みを保留または取消することができます。

以下、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。

2【換金（解約）手続等】

()途中換金

(イ)一部解約

a. 換金の受付

受益者は、自己に帰属する受益権につき、途中換金の実行の請求を行うことができるものとします。

なお、換金（解約）申込みは、(a)平成25年9月17日以降、毎月17日を解約請求日とする途中換

金、(b)平成25年9月16日以前の特別な事由発生の場合の途中換金（以下、特別解約という）があります。

(a)途中換金の受付については、平成25年5月17日以降の毎月17日(休業日の場合は翌営業日)を解約約定日とし、解約約定日の基準価額で解約されます。

解約価額は解約約定日の基準価額を使用し、そこから信託財産留保額（解約約定日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た金額です。）を控除した額とします。

< クローズド期間について >

本ファンドは設定日（平成22年8月17日）から平成25年9月16日までクローズド期間のため、原則として途中換金のお申込みを受付けすることができません。

なお、クローズド期間明けの最初の受付日は平成25年9月17日となります。

(b)ただし、受益者は次の事由により、自己に帰属する受益権につき、特別解約として上記の平成25年9月17日以降の途中換金手続きに準じた一部解約の実行の請求を行うことができます。

< 特別な事由 >

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変、その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産手続開始の決定を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき

これらの場合において上記各号に規定する事由により一部解約を請求するときは、指定販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができるものとします。

b. 換金単位

1口単位

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

c. 換金価額

解約約定日に算出される基準価額から信託財産留保額（解約約定日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）を控除した価額となります。

換金手数料はありません。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、解約約定日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

(a) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

(b) 金融商品取引所等の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、及び既に受付けた解約申込みの受付を取消す場合があります。

(ロ) 買取

販売会社は特別買取も含め、本ファンドの買取りを行いません。

詳細は販売会社へお問い合わせください。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

本ファンド1口あたりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額です。ただし、便宜上1万口あたりで表示されます。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額をいいます。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口あたり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、委託会社でもご照会いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbi-am.co.jp/

本ファンドは、毎計算期末（原則毎年3月及び9月の各16日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、取扱販売会社を通じてお渡しいたします。本ファンドの信託財産の決算の内容は原則として公告されません。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は設定日（平成22年8月17日（火））から平成30年9月14日（金）までとします。ただし、後記「（5）その他」の規定等によりファンドを早期償還させることがあります。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年3月17日から9月16日、9月17日から翌年3月16日までとします。ただし、第1計算期間は平成22年8月17日から平成23年3月16日までとします。また、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5)【その他】

() 信託の終了

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

また、本ファンドの主要投資対象である劣後債は、発行から3年またはそれ以降6ヶ月毎に早期償還される場合があり、当該劣後債が償還された場合は本ファンドも当該劣後債償還直後の計算期間終了日に当該信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の場合において委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、前記の事項（主要投資対象である劣後債が早期償還される場合を除きます。）

について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前記 の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記 の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

前記 から までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、前記 の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合及び信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 から までに規定する手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（ ）その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務廃止のときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「（ ）約款変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ ）償還金について

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

（ ）約款変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、前記 の事項（前記 の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前記 の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記 の書面決議は議決権が行行使できる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前記 から までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同

意の意思表示をしたときには適用しません。

前記 から の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合に
あっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決
された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

() 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日刊工業新聞に掲載します。

() 反対者の買取請求権

前記 () に規定する信託契約の解約または前記 () に規定する重大な信託約款の変更等
を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款変更等に反対した受益者は、受託会社
に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この
買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項は、前記 () または前記 () に規定
する書面に付記します。

() 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごと
に自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。そ
の終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行
う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。なお、販
売会社に異動があれば、委託会社は臨時報告書を提出します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

() 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する
権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から
10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金
銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日におい
て振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から
起算して5営業日以内に支払いを開始します。

() 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

() 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄
写を請求することができます。

() 運用報告書

委託会社は、決算時及び償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経
由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおい
ても受益者その他一般投資家に対して開示されることがあります。

第3【ファンドの経理状況】

- 1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成22年8月17日から平成23年3月16日まで）の財務諸表について、三響監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

西京劣後債ファンド2010-08（愛称：スワン）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 〔平成23年3月16日現在〕	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	62,243,672
国債証券	482,050,000
社債券	2,937,480,000
未収利息	5,551,013
前払費用	376,109
流動資産合計	3,487,700,794
資産合計	3,487,700,794
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	39,900,000
未払受託者報酬	853,680
未払委託者報酬	10,244,051
その他未払費用	157,500
流動負債合計	51,155,231
負債合計	51,155,231
純資産の部	
元本等	
元本	3,500,000,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	63,454,437
元本等合計	3,436,545,563
純資産合計	3,436,545,563
負債純資産合計	3,487,700,794

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自 平成22年8月17日 至 平成23年3月16日
営業収益	
受取利息	51,321,184
有価証券売買等損益	63,620,390
営業収益合計	12,299,206
営業費用	
受託者報酬	853,680
委託者報酬	10,244,051
その他費用	157,500
営業費用合計	11,255,231
営業利益又は営業損失（ ）	23,554,437
経常利益又は経常損失（ ）	23,554,437
当期純利益又は当期純損失（ ）	23,554,437
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	39,900,000
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	63,454,437

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第1期 自 平成22年8月17日 至 平成23年3月16日
項 目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）又は、価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 本ファンドの計算期間は、原則として、毎年3月17日から9月16日及び9月17日から翌年3月16日までとしておりますが、本ファンドの第1期計算期間は、信託約款第29条により、平成22年8月17日から平成23年3月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

期 別	第1期 〔平成23年3月16日現在〕
項 目	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	3,500,000,000口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産が元本総額を下回っており、その差額は63,454,437円であります。
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9819円 (9,819円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期 別	第1期 自 平成22年8月17日 至 平成23年3月16日
項 目	
当ファンドの配当等収益額	A 51,321,184円
経費	B 11,255,231円
差引配当等収益額	C = A - B 40,065,953円
当ファンドの期末残存受益権口数	D 3,500,000,000口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E 3,500,000,000口
分配可能額	F = C × D / E 40,065,953円
1万口当たり分配可能額	G = F / D × 10,000 114.47円
1万口当たりの分配額	H 114円
収益分配金金額	I = D × H / 10,000 39,900,000円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成22年8月17日 至 平成23年3月16日
1. 金融商品に対する取組方針 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 常勤役員、審査部及び運用部長をもって構成するパフォーマンス分析会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第1期 自 平成22年8月17日 至 平成23年3月16日	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	有価証券（国債証券及び社債券） （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 平成22年8月17日 至 平成23年3月16日	
該当事項はありません。	

（その他の注記）

１．元本の移動

項目	期別	第1期 〔平成23年3月16日現在〕
設定年月日		平成22年8月16日
設定元本額		3,500,000,000円
期首元本額		3,500,000,000円
元本残存率		100.0%

２．有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第1期 〔平成23年3月16日現在〕
	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,143,600円
社債券	62,520,000円
合 計	63,663,600円

３．デリバティブ取引関係

第1期計算期間（平成23年3月16日現在）

本ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成23年3月16日現在

種類	銘柄名	券面総額	評価額	備考
国債証券	第283回利付国債（2年）	300,000,000円	300,171,000円	
	第60回利付国債（5年）	80,000,000円	80,416,000円	
	第251回利付国債（10年）	100,000,000円	101,463,000円	
国債証券合計		480,000,000円	482,050,000円	

社債券	第3回株式会社西京銀行劣後債（期限前償還条項付無担保社債）	3,000,000,000円	2,937,480,000円	
社債券合計		3,000,000,000円	2,937,480,000円	
合計		3,480,000,000円	3,419,530,000円	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成23年 5月31日現在
資産総額	3,476,713,775円
負債総額	3,972,136円
純資産総額（ - ）	3,472,741,639円
発行済口数	3,500,000,000口
1口あたり純資産額（ / ）	0.9922円
1万口あたり純資産額	9,922円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

a. 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。

b. 受益者に対する特典
該当事項はありません。

c. 受益権の譲渡
受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

d. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

e. 受益権の再分割

委託会社は受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

f. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

g. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法

その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

資本金の額(平成23年6月16日現在)。

() 資本金の額

委託会社の資本金の額は4億20万円です。

() 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です。

() 発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です。

(iv) 最近5年における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

委託会社の機構

(i) 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。

() 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の運用部及び調査部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では運用部長、調査部長及び運用企画部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。運用部は、内外の株式及び債券等の運用を、調査部は企業の調査・分析を、運用企画部はクライアントサービス・投資信託等商品企画及び組成を担当しています。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

（平成23年5月31日）

ファンドの種類	本 数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	15	34,883
単位型株式投資信託	5	7,623

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）並びに当中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）の中間財務諸表について、優成監査法人により監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第23期		第24期	
		(平成21年 3 月31日現在)		(平成22年 3 月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
・流動資産					
預金		634,264		628,350	
前払費用		1,406		1,461	
未収入金		25,000		—	
未収委託者報酬		67,337		109,780	
未収運用受託報酬		3,411		2,653	
未収投資顧問料	* 2	25,068		20,084	
未収還付消費税等		2,162		—	
その他		2		303	
流動資産合計		758,652	79.0	762,634	77.5
・固定資産					
有形固定資産					
器具備品	* 1	2,631		1,873	
有形固定資産合計		2,631	0.3	1,873	0.2
無形固定資産					
電話加入権		67		67	
その他		1,629		1,900	
無形固定資産合計		1,696	0.2	1,967	0.2
投資その他の資産					
投資有価証券		110,469		100,288	
関係会社株式		60,000		90,000	
長期差入保証金	* 2	26,819		26,819	
長期未収入金		450		225	
投資その他の資産合計		197,738	20.5	217,332	22.1
固定資産合計		202,065	21.0	221,174	22.5
資産合計		960,718	100.0	983,808	100.0

区分	注記 番号	第23期		第24期	
		(平成21年 3 月31日現在)		(平成22年 3 月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
．流動負債					
預り金		24		819	
未払金	* 2	53,391		78,937	
(未払手数料)		(38,596)		(63,326)	
未払法人税等		735		1,017	
未払消費税等		—		3,026	
流動負債合計		54,151	5.6	83,801	8.5
．固定負債					
繰延税金負債		3,531		—	
固定負債合計		3,531	0.4	—	
負債合計		57,683	6.0	83,801	8.5
(純資産の部)					
．株主資本					
1 資本金		400,200	41.7	400,200	40.7
2 利益剰余金					
その他利益剰余金		497,686		501,232	
繰越利益剰余金		497,686		501,232	
利益剰余金合計		497,686	51.8	501,232	51.0
株主資本合計		897,886	93.5	901,432	
．評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		5,148		1,425	
評価・換算差額等合計		5,148	0.5	1,425	0.2
純資産合計		903,034	94.0	900,007	91.5
負債・純資産合計		960,718	100.0	983,808	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第23期			第24期		
		自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日			自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日		
		内訳	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益	* 1						
委託者報酬		691,720			648,482		
運用受託報酬		23,929			17,796		
投資顧問料		127,543	843,194	100.0	97,964	764,243	100.0
営業費用							
支払手数料		485,126			437,202		
広告宣伝費		6,216			846		
調査費		15,975			14,552		
(調査費)		(15,975)			(14,552)		
委託計算費		51,348			63,984		
営業雑経費		30,689			20,673		
(通信費)		(1,480)			(1,296)		
(印刷費)		(27,506)			(17,461)		
(協会費)		(991)			(1,297)		
(諸会費)		(454)			(512)		
(その他営業雑経費)		(256)	589,355	69.9	(107)	537,259	70.3
一般管理費							
給料		164,644			148,513		
(役員報酬)		(21,000)			(21,350)		
(給料・手当)		(143,644)			(127,163)		
交際費		1,951			445		
旅費交通費		10,350			6,237		
福利厚生費		16,776			15,113		
租税公課		2,856			2,230		
不動産賃借料		26,765			26,765		
器具備品賃借料		856			805		
消耗品費		2,515			1,638		
事務委託費		15,874			8,924		
退職給付費用		6,011			5,688		
固定資産減価償却費		1,552			1,271		
諸経費		5,445	255,600	30.3	5,830	223,465	29.2
営業利益又は営業損失（ ）			1,761	0.2		3,518	0.5
営業外収益							
受取利息		1,560			194		
団体定期保険配当金		—			285		
雑収入		5	1,566	0.2	465	945	0.1
営業外費用							
雑損失		—	—	—	75	75	0.0
経常利益又は経常損失（ ）			194	0.0		4,389	0.6
特別損失							
固定資産除却損		—	—	—	553	553	0.1
税引前当期純利益又は税引前当期 純損失（ ）			194	0.0		3,836	0.5
法人税、住民税及び事業税			602	0.1		290	0.0
当期純利益又は当期純損失（ ）			797	0.1		3,546	0.5

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第23期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	第24期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高	400,200	400,200
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	400,200	400,200
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	498,483	497,686
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	797	3,546
当期変動額合計	797	3,546
当期末残高	497,686	501,232
利益剰余金合計		
前期末残高	498,483	497,686
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	797	3,546
当期変動額合計	797	3,546
当期末残高	497,686	501,232
株主資本合計		
前期末残高	898,683	897,886
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	797	3,546
当期変動額合計	797	3,546
当期末残高	897,886	901,432
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	—	5,148
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,148	6,573
当期変動額合計	5,148	6,573
当期末残高	5,148	1,425
評価・換算差額等合計		
前期末残高	—	5,148
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,148	6,573
当期変動額合計	5,148	6,573
当期末残高	5,148	1,425
純資産合計		
前期末残高	898,683	903,034
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	797	3,546
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,148	6,573
当期変動額合計	4,351	3,027
当期末残高	903,034	900,007

重要な会計方針

項目	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第24期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式 移動平均法に基づく原価法 其他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）	子会社株式 同左 其他有価証券 時価のあるもの 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は、器具備品5 - 15年です。 また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 無形固定資産 定額法によっております。 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	有形固定資産 同左 無形固定資産 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。	消費税及び地方消費税の会計処理 同左

会計方針の変更

第23期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	第24期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日
（リース取引に関する会計基準等） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、取引開始日が平成20年4月1日以降で通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理すべきリース取引がないことから、この変更による損益への影響はありません。	

注記事項

（貸借対照表関係）

第23期 (平成21年 3 月31日現在)	第24期 (平成22年 3 月31日現在)																				
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>器具備品</td><td>16,594千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>16,594千円</td></tr> </table> * 2 関係会社に対する資産及び負債 <table> <tr> <td>未収投資顧問料</td><td>24,889千円</td></tr> <tr> <td>長期差入保証金</td><td>26,765千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>21,246千円</td></tr> </table>	器具備品	16,594千円	合計	16,594千円	未収投資顧問料	24,889千円	長期差入保証金	26,765千円	未払手数料	21,246千円	* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>器具備品</td><td>6,982千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>6,982千円</td></tr> </table> * 2 関係会社に対する資産及び負債 <table> <tr> <td>未収投資顧問料</td><td>17,984千円</td></tr> <tr> <td>長期差入保証金</td><td>26,765千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>37,606千円</td></tr> </table>	器具備品	6,982千円	合計	6,982千円	未収投資顧問料	17,984千円	長期差入保証金	26,765千円	未払手数料	37,606千円
器具備品	16,594千円																				
合計	16,594千円																				
未収投資顧問料	24,889千円																				
長期差入保証金	26,765千円																				
未払手数料	21,246千円																				
器具備品	6,982千円																				
合計	6,982千円																				
未収投資顧問料	17,984千円																				
長期差入保証金	26,765千円																				
未払手数料	37,606千円																				

（損益計算書関係）

第23期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	第24期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日				
* 1 関係会社との重要な取引高 <table> <tr> <td>支払手数料</td><td>220,216千円</td></tr> </table>	支払手数料	220,216千円	* 1 関係会社との重要な取引高 <table> <tr> <td>支払手数料</td><td>199,128千円</td></tr> </table>	支払手数料	199,128千円
支払手数料	220,216千円				
支払手数料	199,128千円				

(株主資本等変動計算書関係)

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第23期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	第24期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日																								
1 . リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	1 . リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																								
<table><tr><td></td><td>器具備品 (千円)</td><td>合計 (千円)</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>2,588</td><td>2,588</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>2,114</td><td>2,114</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>474</td><td>474</td></tr></table>		器具備品 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	2,588	2,588	減価償却累計額相当額	2,114	2,114	期末残高相当額	474	474	<table><tr><td></td><td>器具備品 (千円)</td><td>合計 (千円)</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>		器具備品 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	—	—	減価償却累計額相当額	—	—	期末残高相当額	—	—
	器具備品 (千円)	合計 (千円)																							
取得価額相当額	2,588	2,588																							
減価償却累計額相当額	2,114	2,114																							
期末残高相当額	474	474																							
	器具備品 (千円)	合計 (千円)																							
取得価額相当額	—	—																							
減価償却累計額相当額	—	—																							
期末残高相当額	—	—																							
未経過リース料期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額																								
1 年以内 541千円	1 年以内 - 千円																								
1 年超 - 千円	1 年超 - 千円																								
合計 541千円	合計 - 千円																								
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																								
支払リース料 610千円	支払リース料 560千円																								
減価償却費相当額 517千円	減価償却費相当額 474千円																								
支払利息相当額 56千円	支払利息相当額 18千円																								
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法																								
減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法																								
・リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。	・リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。																								
利息相当額の算定方法	利息相当額の算定方法																								
・リース料総額とリース物件の取得価格相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	・リース料総額とリース物件の取得価格相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。																								

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の

とおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表

には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	628,350	628,350	—
(2) 未収委託者報酬	109,780	109,780	—
(3) 未収運用受託報酬	2,653	2,653	—
(4) 未収投資顧問料	20,084	20,084	—
(5) 投資有価証券 その他投資有価証券	100,288	100,288	—
資産計	861,157	861,157	—
(1) 未払金	78,937	78,937	—
負債計	78,937	78,937	—

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は保管受託銀行が算出する基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表上計上額
(1) 子会社株式	90,000
(2) 長期差入保証金	26,819

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内
預金	628,350
未収委託者報酬	109,780
未収運用受託報酬	2,653
未収投資顧問料	20,084
合計	760,868

(有価証券関係)

第23期(平成21年 3 月31日現在)

1．その他有価証券で時価のあるもの

区分	第23期 (平成21年 3 月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	101,789	110,469	8,680
小計	101,789	110,469	8,680
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	101,789	110,469	8,680

2．時価評価されていない有価証券

種類	貸借対照表計上額
子会社株式	60,000千円

第24期(平成22年3月31日現在)

1. その他有価証券

区分	第24期 (平成22年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	101,713	100,288	1,425
小計	101,713	100,288	1,425
合計	101,713	100,288	1,425

(デリバティブ取引関係)

第23期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第23期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第24期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日																																
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、平成14年7月に退職一時金制度から確定拠出年金制度に移行するとともに、平成15年2月より総合設立型の厚生年金基金に加入しております。 2. 退職給付債務に関する事項 確定拠出年金制度への移行により、従来の退職給付引当金残高は全額取り崩しております。 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等(注1)</td><td>3,514千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用計</td><td>3,514千円</td></tr> <tr> <td>その他(注2)</td><td>2,496千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>6,011千円</td></tr> </table> (注1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額 3,514千円は勤務費用に含めております。 (注2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。 4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。 (1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成19年3月31日現在) <table> <tr> <td>年金資産</td><td>145,958,047千円</td></tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付</td><td></td></tr> <tr> <td>債務</td><td>140,968,069千円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>4,989,978千円</td></tr> </table> (2) 制度全体に占める当社の加入員数割合(平成20年3月31日現在) 当社の加入員数割合 0.02% (3) 補足説明 上記の差引額4,989,978千円は、平成19年度剰余金5,860,542千円、別途積立金12,896,353千円及び資産評価調整加算額13,766,918千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。	勤務費用等(注1)	3,514千円	退職給付費用計	3,514千円	その他(注2)	2,496千円	合計	6,011千円	年金資産	145,958,047千円	年金財政計算上の給付		債務	140,968,069千円	差引額	4,989,978千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 同左 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等(注1)</td><td>3,277千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用計</td><td>3,277千円</td></tr> <tr> <td>その他(注2)</td><td>2,411千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>5,688千円</td></tr> </table> (注1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額 3,277千円は勤務費用に含めております。 (注2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。 4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。 (1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成20年3月31日現在) <table> <tr> <td>年金資産</td><td>127,937,216千円</td></tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付</td><td></td></tr> <tr> <td>債務</td><td>155,636,825千円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>27,699,608千円</td></tr> </table> (2) 制度全体に占める当社の加入員数割合(平成21年3月31日現在) 当社の加入員数割合 0.02% (3) 補足説明 上記の差引額 27,699,608千円は、平成20年度不足金27,896,154千円、別途積立金19,539,486千円及び資産評価調整加算額19,342,940千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。	勤務費用等(注1)	3,277千円	退職給付費用計	3,277千円	その他(注2)	2,411千円	合計	5,688千円	年金資産	127,937,216千円	年金財政計算上の給付		債務	155,636,825千円	差引額	27,699,608千円
勤務費用等(注1)	3,514千円																																
退職給付費用計	3,514千円																																
その他(注2)	2,496千円																																
合計	6,011千円																																
年金資産	145,958,047千円																																
年金財政計算上の給付																																	
債務	140,968,069千円																																
差引額	4,989,978千円																																
勤務費用等(注1)	3,277千円																																
退職給付費用計	3,277千円																																
その他(注2)	2,411千円																																
合計	5,688千円																																
年金資産	127,937,216千円																																
年金財政計算上の給付																																	
債務	155,636,825千円																																
差引額	27,699,608千円																																

(税効果会計関係)

第23期 平成21年3月31日現在	第24期 平成22年3月31日現在																																										
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>3,848千円</td></tr> <tr> <td>減価償却費</td><td>7</td></tr> <tr> <td>電話加入権</td><td>582</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>406</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>4,844</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>4,844</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>3,531</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>3,531</td></tr> <tr> <td>差引繰延税金負債の純額</td><td>3,531</td></tr> </table>	繰延税金資産		繰越欠損金	3,848千円	減価償却費	7	電話加入権	582	その他	406	繰延税金資産小計	4,844	評価性引当額	4,844	繰延税金資産合計	—	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	3,531	繰延税金負債合計	3,531	差引繰延税金負債の純額	3,531	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>1,702千円</td></tr> <tr> <td>減価償却費</td><td>3</td></tr> <tr> <td>電話加入権</td><td>582</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>580</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>940</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>3,809</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>3,809</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> </table>	繰延税金資産		繰越欠損金	1,702千円	減価償却費	3	電話加入権	582	その他有価証券評価差額金	580	その他	940	繰延税金資産小計	3,809	評価性引当額	3,809	繰延税金資産合計	—
繰延税金資産																																											
繰越欠損金	3,848千円																																										
減価償却費	7																																										
電話加入権	582																																										
その他	406																																										
繰延税金資産小計	4,844																																										
評価性引当額	4,844																																										
繰延税金資産合計	—																																										
繰延税金負債																																											
その他有価証券評価差額金	3,531																																										
繰延税金負債合計	3,531																																										
差引繰延税金負債の純額	3,531																																										
繰延税金資産																																											
繰越欠損金	1,702千円																																										
減価償却費	3																																										
電話加入権	582																																										
その他有価証券評価差額金	580																																										
その他	940																																										
繰延税金資産小計	3,809																																										
評価性引当額	3,809																																										
繰延税金資産合計	—																																										
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td></td><td>(%)</td></tr> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.69</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>45.83</td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金にされない項目</td><td>5.14</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>8.23</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>8.23</td></tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.69	(調整)		評価性引当額の増減	45.83	交際費等永久に損金にされない項目	5.14	住民税均等割等	8.23	税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.23																												
	(%)																																										
法定実効税率	40.69																																										
(調整)																																											
評価性引当額の増減	45.83																																										
交際費等永久に損金にされない項目	5.14																																										
住民税均等割等	8.23																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.23																																										

(関連当事者情報)

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	55,214	グループの 統括・運営	(被所有) 直接 100%	サービスの提供 役員の兼任	事務所等 の賃貸	-	長期差 入保証 金	26,765

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 事務所等の賃貸については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBIファンドマネジメントカンパニーエスエー	ルクセンブルグ大公国：ルクセンブルグ	60	ファンドの 管理会社	(所有) 直接 99.9%	管理会社に対する ファンドに関する 投資助言業務 役員の兼任	投資顧問 料の受取	収益 126,116	未収投 資顧問 料	24,889

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。

3. SBIファンドカンパニーエスエーは平成20年9月5日に増資を行っております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の

子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社 の子会社	株式会社 SBI証券	東京都港区	47,937	ブローカ レッジ&イ ンベストメ ントバンキ ング事業	なし	当社投信商品の販 売	販売代行 手数料の 支払い	費用 220,216	未払 手数料	21,246

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 販売代行手数料の支払料率については、一般的取引条件と同様に決定しております。

3. SBIイー・トレード証券株式会社は、平成20年7月1日付で株式会社SBI証券に変更となりました。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

S B I ホールディングス株式会社（株式会社東京証券取引所 市場第一部）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	55,284	グループの統括・運営	(被所有) 直接 100%	サービスの提供 役員の兼任	事務所等の賃貸	-	長期差入保証金	26,765

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 事務所等の賃貸については、一般的取引条件と同様に決定しております。

（イ）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBIファンドマネジメントカンパニーエスエー	ルクセンブルグ大公国：ルクセンブルグ	90	ファンドの管理会社	(所有) 直接 99.9%	管理会社に対するファンドに関する投資助言業務 役員の兼任	投資顧問料の受取	収益 81,758	未収投資顧問料	17,984

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。

3. SBIファンドカンパニーエスエーは平成21年6月30日に増資を行っております。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社	株式会社SBI証券	東京都港区	47,937	ブローカレッジ&インベストメントバンキング事業	なし	当社投信商品の販売	販売代行手数料の支払い	費用 199,128	未払手数料	37,606

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 販売代行手数料の支払料率については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

SBIホールディングス株式会社（株式会社東京証券取引所 市場第一部）

(1株当たり情報)

	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第24期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
1株当たり純資産額	24,673円08銭	24,590円36銭
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失（ ）	21円77銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	96円89銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（ ）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第24期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
当期純利益又は当期純損失（ ） (千円)	797	3,546
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ） (千円)	797	3,546
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

(重要な後発事象)

第23期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

第24期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

委託会社に関し、営業譲渡及び営業譲受、出資の状況その他の重要な事項の変更は予定されておりません。提出日１年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

中間財務諸表

中間貸借対照表

科 目	注記 番号	第25期中間会計期間末 (平成22年 9 月30日現在)	
		金 額 (千 円)	構成比 (%)
(資産の部)			
・ 流動資産			
預金		590,826	
前払費用		2,451	
未収入金		5,120	
未収委託者報酬		110,564	
未収運用受託報酬		2,506	
未収投資顧問料		17,438	
その他		759	
流動資産合計		729,668	81.5
・ 固定資産			
1 有形固定資産	*1		
器具備品		1,556	
有形固定資産合計		1,556	0.2
2 無形固定資産			
電話加入権		67	
その他		2,678	
無形固定資産合計		2,745	0.3
3 投資その他の資産			
投資有価証券		60,450	
関係会社株式		120,000	
長期差入保証金		26,819	
長期未収入金		225	
投資損失引当金		45,653	
投資その他の資産合計		161,841	18.0
固定資産合計		166,143	18.5
資産合計		895,812	100.0

科 目	注記 番号	第25期中間会計期間末 (平成22年 9 月30日現在)	
		金 額(千円)	構成比(%)
(負債の部)			
・ 流動負債			
預り金		952	
未払金		81,084	
(未払手数料)	* 3	(67,275)	
未払法人税等		915	
未払消費税等	* 2	2,114	
流動負債合計		85,066	9.5
負債合計		85,066	9.5
(純資産の部)			
・ 株主資本			
1 資本金		400,200	44.7
2 利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		451,809	
利益剰余金合計		451,809	50.4
株主資本合計		852,009	95.1
・ 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		41,263	
評価・換算差額等合計		41,263	4.6
純資産合計		810,746	90.5
負債・純資産合計		895,812	100.0

[次へ](#)

中間損益計算書

科 目	注記 番号	第25期中間会計期間 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日		
		内 訳（千円）	金 額（千円）	百分比(%)
・ 営業収益	* 1			
委託者報酬		309,816		
運用受託報酬		7,497		
投資顧問料		45,861	363,175	100.0
・ 営業費用		253,447		
・ 一般管理費		113,429	366,877	101.0
営業損失()			3,701	1.0
・ 営業外収益			79	0.0
・ 営業外費用			3	0.0
経常損失()			3,624	1.0
・ 特別損失			45,653	12.6
税引前中間純損失()			49,278	13.6
法人税、住民税及び事業税			145	0.0
中間純損失()			49,423	13.6

中間株主資本等変動計算書

	第25期中間会計期間 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日
株主資本	
資本金	
前期末残高	400,200
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	400,200
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	501,232
当中間期変動額	
中間純損失()	49,423
当中間期変動額合計	49,423
当中間期末残高	451,809
利益剰余金合計	
前期末残高	501,232
当中間期変動額	
中間純損失()	49,423
当中間期変動額合計	49,423
当中間期末残高	451,809
株主資本合計	
前期末残高	901,432
当中間期変動額	
中間純損失()	49,423
当中間期変動額合計	49,423
当中間期末残高	852,009
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	1,425
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	39,837
当中間期変動額合計	39,837
当中間期末残高	41,263
評価・換算差額等合計	
前期末残高	1,425
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	39,837
当中間期変動額合計	39,837
当中間期末残高	41,263
純資産合計	
前期末残高	900,007
当中間期変動額	
中間純損失()	49,423
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	39,837
当中間期変動額合計	89,261
当中間期末残高	810,746

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項 目	第25期中間会計期間 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日
1．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (1) 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は、器具備品 5 ～ 15 年であります。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（ 5 年 ）に基づく定額法によっております。
3．引当金の計上基準	投資損失引当金 投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、その財政状態等を勘案して必要額を計上しております。 （追加情報） 当中間会計期間より投資損失引当金を計上しております。 当中間会計期間に発生した投資損失引当金繰入額45,653千円は「特別損失」に計上しております。
4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。

会計方針の変更

第25期中間会計期間 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日
（資産除去債務に関する会計基準等の適用） 当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年 3 月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3 月31日）を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第25期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)	
* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
器具備品	7,279千円
合計	7,279千円
* 2 . 消費税及び地方消費税の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	
* 3 . 未払金の内訳科目として未払手数料を表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第25期中間会計期間 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	
* 1 . 減価償却実施額	
有形固定資産	296千円
無形固定資産	281千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第25期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	36,600	—	—	36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第25期中間会計期間 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日		
1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)		
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額		
	有形固定資産 (工具器具及び備品) (千円)	合計(千円)
取得価額相当額	1,058	1,058
減価償却累計額相当額	599	599
中間期末残高相当額	458	458
未経過リース料中間期末残高相当額		
1年以内	217千円	
1年超	262千円	
合 計	480千円	
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		
支払リース料	114千円	
減価償却費相当額	105千円	
支払利息相当額	8千円	
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法		
減価償却費相当額の算定方法		
・リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。		
利息相当額の算定方法		
・リース料総額とリース物件の取得価格相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		

（金融商品関係）

第25期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	590,826	590,826	—
(2) 未収委託者報酬	110,564	110,564	—
(3) 未収運用受託報酬	2,506	2,506	—
(4) 未収投資顧問料	17,438	17,438	—
(5) 投資有価証券 その他投資有価証券	60,450	60,450	—
資産計	781,786	781,786	—
(1) 未払金	81,084	81,084	—
負債計	81,084	81,084	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は保管受託銀行が算出する基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表上計上額
(1) 子会社株式	120,000
(2) 長期差入保証金	26,819

- (1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

第25期中間会計期間末（平成22年9月30日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	第25期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)		
	取得原価 (千円)	中間貸借対 照表計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	101,713	60,450	41,263
小計	101,713	60,450	41,263
合計	101,713	60,450	41,263

(デリバティブ取引関係)

第25期中間会計期間 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストックオプション等関係)

第25期中間会計期間 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日
該当事項はありません。

(セグメント情報)

第25期中間会計期間 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日	
当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 (追加情報) 当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年 3 月 27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年 3 月21日）を適用しております。	

(1株当たり情報)

項 目	第25期中間会計期間 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日
1株当たり純資産額	22,151円53銭
1株当たり中間純損失	1,350円36銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産の算定上の基礎は次のとおりであります。

項 目	第25期中間会計期間末 (平成22年 9 月30日現在)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	810,746
普通株式に係る純資産額(千円)	810,746
差額の主な内訳(千円)	—
普通株式の発行済株式数(株)	36,600
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数(株)	36,600

3. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は次のとおりであります。

項 目	第25期中間会計期間 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日
中間純損失(千円)	49,423
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式にかかる中間純損失(千円)	49,423
期中平均株式数(株)	36,600

(重要な後発事象)

第25期中間会計期間 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日
該当事項はありません。

[前へ](#)

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (平成23年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	りそな銀行株式会社	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社西京銀行	12,690百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

	名 称	関係業務の概要
受託会社	りそな銀行株式会社	本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。
販売会社	株式会社西京銀行	本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱、保護預り等を行います。

詳しくは、第一部 第1、1、(3)「ファンドの仕組み」をご参照ください。

3【資本関係】

	名 称	資本関係
受託会社	りそな銀行株式会社	該当事項はありません。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	該当事項はありません。
販売会社	株式会社西京銀行	該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月12日

S B I アセットマネジメント 株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員

公認会計士

加藤 善孝

業務執行社員

指定社員

公認会計士

宮崎 哲

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているS B I アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S B I アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年4月12日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

三 響 監 査 法 人

代 表 社 員

業 務 執 行 社 員

代 表 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 山下章太 印

公認会計士 佐武 伸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている西京劣後債ファンド2010-08の平成22年8月17日から平成23年3月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西京劣後債ファンド2010-08の平成23年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月9日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 善孝
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮崎 哲
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月 6 日

S B I アセットマネジメント 株式会社

取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 加藤 善孝
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮崎 哲
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているS B I アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、S B I アセットマネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は当中間会計期間より投資損失引当金を計上している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。